

主治医 殿

愛知県立豊橋西高等学校長

「出席停止報告書（インフルエンザを除く）」の記入について（依頼）

日頃は本校生徒の疾病治療に関しまして格別のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

さて、学校におきましては、生徒が感染症に罹患しますと出席停止の措置を取っております。そこで、生徒が罹患した疾病の診断名と療養期間をご記入いただきたく存じます。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、下記の出席停止報告書にご記入いただきまして、当該生徒にお渡しいただけますようお願い申し上げます。

..... 切り取り線

出席停止報告書（インフルエンザを除く）

年 組 番 氏名

上記の者は療養を必要としていたが、感染症の予防上登校しても支障がないことを認める。

- 1 出席停止理由（診断名） _____
- 2 出席停止期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
- 3 出席停止指示日 平成 年 月 日

医療機関名
担当医師名

印

【提出経路】 生徒 → 医療機関 → 生徒 → 担任 → 保健室

感染症の種類と出席停止の期間

	対象となる疾病	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師において感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症には、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症等が含まれます。